

令和7年（家）第9934号
本籍東京都葛飾区青戸町4丁目202番地
最後の住所不明
不在者 吉野 京子
昭和5年1月14日生
令和8年7月3日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和7年（家）第9714号
本籍宮城県栗原市若柳武鎗字町館81番地
最後の住所不明
不在者 岩淵 友子
大正8年1月16日生
令和8年7月7日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和7年（家）第7305号
本籍東京都荒川区南千住1丁目31番地
最後の住所東京都荒川区南千住1丁目13番2号
不在者 菊池 篤實
昭和11年5月19日生
令和8年7月7日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前期権利は失権する。

令和7年（へ）第1号
滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺49番地
申立人 胡宮神社
代表者代表社員 小富士晋一
権利の届出の終期 令和8年7月7日
令和8年7月8日
彦根簡易裁判所

(別紙) 目 録
1 (1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字丸山35番
山林 5330平方メートル
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭和51年10月14日受付第13168号
(3)登記した権利の内容
原因 昭和51年4月1日賃借権設定
借賃 1年70万円
支払期 翌年1月末日
存続期間 昭和51年4月1日から30年
賃借権者 犬上郡多賀町大字敏満寺35番地
多賀観光開発株式会社

2 (1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田36番
山林 1123平方メートル
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭和51年10月14日受付第13168号
(3)登記した権利の内容
借賃 1年12万円
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1 (3)の記載に同じ
福島地方裁判所

3 (1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田38番
山林 1732平方メートル
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭和51年10月14日受付第13168号
(3)登記した権利の内容
借賃 1年20万円
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1 (3)の記載に同じ

4 (1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田39番
山林 1685平方メートル
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭和51年10月14日受付第13168号
(3)登記した権利の内容
借賃 1年18万円
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1 (3)の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第124号
富山市大宮町476番地
債務者 有限会社廣栄工業
代表者代表取締役 野中 廣
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂木 寿和
4 破産債権の届出期間 令和8年8月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月22日午前11時30分
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第117号
福島市御山字中屋敷23番地の1
債務者 株式会社大亀楼
代表者代表取締役 渡辺 彰範

1 決定年月日時 令和8年7月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森谷 吉博
4 破産債権の届出期間 令和8年8月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月28日午後2時
福島地方裁判所

令和8年（フ）第167号
群馬県甘楽郡下仁田町大字宮室125番地1
債務者 株式会社フクダ
代表者代表取締役 福田 巨樹
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上原 光太
4 破産債権の届出期間 令和8年8月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月19日午後1時30分
前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第580号
川崎市川崎区田島町4番4号
債務者 豊栄興業株式会社
代表者代表取締役 松田 早人
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松橋正太郎
4 破産債権の届出期間 令和8年8月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月28日午前11時50分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第1421号
愛知県知多郡武豊町大字富貴字道廻間13番地7
債務者 有限会社榊原建材
代表者取締役 榊原 幸忠
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上松健太郎
4 破産債権の届出期間 令和8年8月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月21日午後1時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1836号
名古屋市中村区名駅4丁目24番8号 いちご名古屋ビル8階
債務者 カフカ株式会社
代表者代表取締役 中西 栄雄
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 尚武
4 破産債権の届出期間 令和8年8月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月17日午後3時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1295号
東京都新宿区西新宿三丁目3番13号西新宿水間ビル6階
債務者 合同会社アイシステック
代表者代表社員 石井 秀武
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉橋 博文
4 破産債権の届出期間 令和8年8月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月21日午後1時30分
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1644号
横浜市都筑区茅ヶ崎南3丁目1番42号
債務者 株式会社成羽
代表者代表取締役 中曾 徳
1 決定年月日時 令和8年7月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野田 侑希
4 破産債権の届出期間 令和8年8月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月22日午後3時
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第326号
岐阜県関市東本郷通四丁目3番29号
債務者 株式会社エクステリア創和
代表者代表取締役 三ツ岩秀信
1 決定年月日時 令和8年7月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 乾 美恵子
4 破産債権の届出期間 令和8年8月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月16日午前11時30分
岐阜地方裁判所